

令和6年2月

熊本県議会定例会議案

(当初予算関係)

熊 本 県

## 議案目録

第 20 号	令和6年度熊本県一般会計予算	( 1 )
第 21 号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	( 28 )
第 22 号	令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	( 31 )
第 23 号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算	( 35 )
第 24 号	令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	( 38 )
第 25 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	( 41 )
第 26 号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	( 45 )
第 27 号	令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	( 49 )
第 28 号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	( 53 )
第 29 号	令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算	( 57 )
第 30 号	令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	( 60 )
第 31 号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	( 63 )
第 32 号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	( 66 )
第 33 号	令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等 特別会計予算	( 70 )
第 34 号	令和6年度熊本県公債管理特別会計予算	( 74 )
第 35 号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	( 78 )
第 36 号	令和6年度熊本県下水道事業会計予算	( 82 )
第 37 号	令和6年度熊本県電気事業会計予算	( 85 )
第 38 号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算	( 87 )
第 39 号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算	( 89 )
第 40 号	令和6年度熊本県病院事業会計予算	( 90 )



第 20 号

令和6年度熊本県一般会計予算

令和6年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770,748,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 県 税		千円 <b>163,988,650</b>
	1 県 民 税	43,589,266
	2 事 業 税	43,472,038
	3 地 方 消 費 税	31,244,174
	4 不 動 産 取 得 税	4,455,967
	5 県 た ば こ 税	2,167,312
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	628,283
	7 軽 油 引 取 税	14,402,688
	8 自 動 車 税	23,874,246
	9 鉱 区 税	11,115
	10 狩 猟 税	18,017
	11 産 業 廃 棄 物 税	125,544
2 地方消費税清算金		<b>87,356,233</b>
	1 地方消費税清算金	87,356,233

款	項	金額
		千円
3 地方譲与税		<b>31,012,193</b>
	1 特別法人事業譲与税	28,288,828
	2 地方揮発油譲与税	2,207,991
	3 石油ガス譲与税	54,048
	4 自動車重量譲与税	241,235
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	207,789
	7 航空機燃料譲与税	12,301
4 地方特例交付金		<b>4,710,504</b>
	1 地方特例交付金	4,710,504
5 地方交付税		<b>229,346,281</b>
	1 地方交付税	229,346,281
6 交通安全対策特別交付金		<b>247,388</b>
	1 交通安全対策特別交付金	247,388
7 分担金及び負担金		<b>2,219,186</b>

款	項	金額
		千円
	1 分 担 金	328,530
	2 負 担 金	1,890,656
8 使用料及び手数料		<b>9,037,556</b>
	1 使 用 料	6,422,969
	2 手 数 料	2,614,587
9 国庫支出金		<b>98,004,778</b>
	1 国庫負担金	42,325,321
	2 国庫補助金	53,960,619
	3 国庫委託金	1,718,838
10 財産収入		<b>1,461,187</b>
	1 財産運用収入	893,184
	2 財産売却収入	568,003
11 寄 附 金		<b>620,796</b>
	1 寄 附 金	620,796
12 繰 入 金		<b>38,118,811</b>

款	項	金額
		千円
	1 特別会計繰入金	258,935
	2 基金繰入金	37,859,876
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		63,862,838
	1 延滞金、加算金及び過料等	106,246
	2 県預金利子	2,235
	3 貸付金元利収入	52,286,465
	4 受託事業収入	1,749,783
	5 収益事業収入	2,612,780
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	7,105,260
15 県債		40,761,998
	1 県債	40,761,998
歳入合計		770,748,400



歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円
		<b>1,864,730</b>
1 議 会 費	1 議 会 費	1,864,730
2 総 務 費		<b>35,565,988</b>
	1 総 務 管 理 費	14,197,233
	2 企 画 費	7,271,684
	3 徴 税 費	7,831,486
	4 市 町 村 振 興 費	3,158,340
	5 選 挙 費	51,068
	6 防 災 費	2,215,677
	7 統 計 調 査 費	478,509
	8 人 事 委 員 会 費	179,844
	9 監 査 委 員 費	182,147
3 民 生 費		<b>104,775,025</b>
	1 社 会 福 祉 費	58,967,315

款	項	金額
		千円
	2 兒童福祉費	40,353,436
	3 生活保護費	4,825,715
	4 災害救助費	628,559
4 衛生費		<b>60,292,839</b>
	1 公衆衛生費	45,651,674
	2 環境衛生費	11,445,295
	3 保健所費	1,677,289
	4 医薬費	1,518,581
5 労働費		<b>4,754,570</b>
	1 労政費	194,737
	2 職業訓練費	4,219,321
	3 失業対策費	227,582
	4 労働委員会費	112,930
6 農林水産業費		<b>44,099,051</b>
	1 農業費	16,119,655

款	項	金額
		千円
	2 畜産業費	3,214,404
	3 農地費	11,196,333
	4 林業費	9,139,147
	5 水産業費	4,429,512
7 商工費		64,404,517
	1 商業費	54,978,849
	2 工鉱業費	7,690,133
	3 観光費	1,735,535
8 土木費		45,244,769
	1 土木管理費	2,555,177
	2 道路橋りょう費	19,870,364
	3 河川海岸費	10,738,782
	4 港湾費	2,684,716
	5 都市計画費	7,761,723
	6 住宅費	1,634,007

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		<b>42,132,791</b>
	1 警 察 管 理 費	37,634,902
	2 警 察 活 動 費	4,497,889
10 教 育 費		<b>146,612,987</b>
	1 教 育 総 務 費	36,830,067
	2 小 学 校 費	36,095,237
	3 中 学 校 費	21,727,050
	4 高 等 学 校 費	32,427,413
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,965,208
	6 大 学 費	1,465,897
	7 社 会 教 育 費	2,732,198
	8 保 健 体 育 費	2,369,917
11 災 害 復 旧 費		<b>17,894,017</b>
	1 総 務 災 害 復 旧 費	280,025
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	8,157,418

款	項	金額
		千円
	3 商工災害復旧費	127,457
	4 土木災害復旧費	9,148,975
	5 警察災害復旧費	4,078
	6 教育災害復旧費	176,064
12 公債費		101,817,801
	1 公債費	101,817,801
13 諸支出金		101,089,315
	1 繰出金	16,835,081
	2 ゴルフ場利用税 交付金	439,799
	3 利子割交付金	41,516
	4 利子割精算金	143
	5 地方消費税 清算金	30,737,006
	6 地方消費税 交付金	43,892,396
	7 配当割交付金	707,411
	8 株式等譲渡所得割 交付金	724,537

款	項	金額
		千円
	9 軽油引取税金 交 付	3,355,028
	10 所得割交付金	132,413
	11 環境性能割金 交 付	897,464
	12 法人事業税金 交 付	3,326,521
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
	歳 出 合 計	770,748,400

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎空調設備改修事業 熊 本 市	令和7年度	千円 552,935
2 県庁舎昇降機設備改修事業 熊 本 市	令和7年度	189,443
3 県庁舎新館改修事業 熊 本 市	令和7年度	121,219
4 県庁舎昇降機設備設計業務 熊 本 市	令和7年度	37,792
5 天草地域職員住宅集約化検討事業	令和7年度	10,851
6 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	令和7年度	74,984
7 防災情報通信基盤整備事業 荒 尾 市 ほか21市町村	令和7年度	667,919
8 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和6年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和6年度 ～令和9年度	4,500
9 こども総合療育センター整備事業 宇 城 市	令和7年度	297,781
10 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	令和7年度 ～令和9年度	1,578
	年次別内訳	
	令和7年度 令和8年度 令和9年度	526 526 526
11 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例 第45号）に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和7年度 ～令和11年度	57,435
	年次別内訳	
	令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
12 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和7年度	967,698

事 項	期 間	限 度 額
13 障がい者訓練委託業務	令和7年度	千円 2,605
14 離職者訓練等委託業務	令和7年度	271,497
15 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億2,400万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和6年度 ～令和16年度	134,400
16 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に13億6,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和6年度 ～令和16年度	816,000
17 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,524万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和6年度 ～令和16年度	76,000
18 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和6年度において総額53億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和7年度 ～令和27年度	581,016
	年次別内訳	
	令和7年度	61,932
	令和8年度	63,900
	令和9年度	63,900
	令和10年度	60,430
	令和11年度	55,207
	令和12年度	50,079
	令和13年度	44,950
	令和14年度	39,928
	令和15年度	34,691
	令和16年度	29,563
	令和17年度	24,433
	令和18年度	19,357
	令和19年度	14,175
	令和20年度	9,046
	令和21年度	3,919
	令和22年度	2,096
	令和23年度	1,557
	令和24年度	1,086
	令和25年度	615
	令和26年度	145
	令和27年度	7

  

区 分		期 間	利子補給率
個人	農 協	15年 以内	年1.30%以内
	銀 行		
共同	農 協	20年 以内	年1.30%以内
	銀 行		年0.80%以内



事 項	期 間	限 度 額				
19 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和6年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和7年度 ～令和22年度	千円 48,684				
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度	6,358 6,500 6,500 5,961 5,219 4,484 3,749 3,022 2,278 1,543 1,159 885 612 341 70 3				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">期 間</th> <th style="width: 50%;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内		
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.30%以内					
20 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和6年度 ～令和7年度	739,405				
21 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和6年度 ～令和7年度	4,378				
22 美登里地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和7年度 ～令和9年度	1,460,000				
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	744,000 512,000 204,000				
23 第二宇土八水地区農業生産基盤整備事業 熊本市・宇土市	令和7年度	100,000				
24 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八代市	令和7年度 ～令和8年度	2,400,000				
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	1,150,000 1,250,000				

事 項	期 間	限 度 額
25 共和地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和7年度	千円 423,000
26 晒地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和7年度 ～令和8年度	934,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	340,000 594,000
27 教良木地区農業生産基盤整備事業 上天草市・天草市	令和7年度 ～令和8年度	740,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	300,000 440,000
28 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和7年度 ～令和8年度	1,500,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	750,000 750,000
29 小島地区農業生産基盤整備事業 天 草 市	令和7年度	220,000
30 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 御 船 町 ほか2町	令和7年度 ～令和8年度	220,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	120,000 100,000
31 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和7年度 ～令和8年度	1,200,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	800,000 400,000
32 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和7年度 ～令和10年度	3,500,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	1,020,000 1,000,000 880,000 600,000

事 項	期 間	限 度 額													
33 第二清願寺地区農村地域防災減災事業 あ さ ぎ り 町	令和7年度 ～令和8年度	千円 540,000													
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	270,000 270,000													
34 大矢野種苗生産施設整備事業 上 天 草 市	令和7年度	68,218													
35 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和6年度において総額8億4,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和7年度 ～令和26年度	82,257													
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度	7,305 7,305 7,305 7,082 6,635 6,189 5,741 5,294 4,847 4,400 3,954 3,506 3,059 2,613 2,166 1,748 1,360 971 583 194													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.80% 以内</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内												
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内													
共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内												
36 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、令和6年度において総額8,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和7年度 ～令和16年度	6,767													
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	1,041 1,043 1,041 966 819 668 520 371 224 74													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>			期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内									
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.30%以内														

事 項	期 間	限 度 額			
37 伝統工芸館施設整備事業 熊 本 市	令和7年度	千円 706,282			
38 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額180億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和6年度 ～令和19年度	202,960			
39 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和7年度 ～令和16年度	12,004			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内
期 間	利子助成率				
10年以内	年1.0%以内				
40 福岡事務所施設賃借	令和7年度 ～令和8年度	19,519			
	年次別内訳 令和7年度 10,184 令和8年度 9,335				
41 企業立地促進費補助	令和7年度 ～令和22年度	5,525,001			
	年次別内訳 令和7年度 1,044,900 令和8年度 380,101 令和9年度 300,000 令和10年度 300,000 令和11年度 300,000 令和12年度 300,000 令和13年度 300,000 令和14年度 300,000 令和15年度 300,000 令和16年度 300,000 令和17年度 300,000 令和18年度 300,000 令和19年度 300,000 令和20年度 300,000 令和21年度 300,000 令和22年度 200,000				

事 項	期 間	限 度 額
42 産業展示場施設整備事業 益 城 町	令和7年度	千円 27,831
43 産業技術センターLED照明設備改修事業 熊 本 市	令和7年度	77,988
44 地域道路改築事業 (新山原水線(仮)原水跨線橋) 菊 陽 町	令和7年度	1,151,000
45 警察関係業務	令和7年度	636,630
46 熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	令和7年度	641,406
47 県立高等学校仮設校舎賃借	令和7年度 ～令和10年度	307,905
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	99,861 99,861 99,861 8,322
48 県立高等学校空調設備整備事業 玉 名 市	令和7年度	29,750
49 済々黌高校整備事業 熊 本 市	令和7年度	633,373
50 玉名高校整備事業 玉 名 市	令和7年度	967,443
51 小川工業高校整備事業 宇 城 市	令和7年度	372,279
52 高森高校実習棟等改築工事 高 森 町	令和7年度	337,996
53 県立美術館分館改修事業 熊 本 市	令和7年度	18,720
54 永青文庫推進事業	令和7年度	14,602
55 県立総合体育館改修整備事業 熊 本 市	令和7年度	91,567

事 項	期 間	限 度 額				
56 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和7年度 ～令和26年度	千円 9,057				
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度	787 787 787 764 718 672 625 579 533 486 440 394 348 301 255 209 162 116 70 24				
<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	20年以内	年2.0%以内		
期 間	利子助成率					
20年以内	年2.0%以内					
57 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和6年度 ～令和16年度	元金 1,175,000,000 千円及びその利息 に相当する金額				
58 県有施設等管理業務	令和7年度 ～令和10年度	14,384				
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,596 3,596 3,596 3,596				
59 情報処理関連業務	令和7年度 ～令和9年度	2,391,790				
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	940,214 1,013,396 438,180				

事 項	期 間	限 度 額
60 事務機器等賃借	令和7年度 ～令和16年度	千円 2,637,276
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	635,698 517,476 517,148 515,643 267,002 167,327 9,754 2,891 2,891 1,446

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童相談所整備事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
身体障害者福祉センター整備事業費	2,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
医療施設整備事業費	24,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政
職業能力開発校整備事業費	1,485,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
土地改良国庫補助事業費	1,331,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
農地海岸保全国庫補助事業費	231,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
農地防災国庫補助事業費	117,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
湛水防除国庫補助事業費	506,000	きる。 発行価格が額面		
林道国庫補助事業費	304,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
治山国庫補助事業費	1,285,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
保安林整備国庫補助事業費	90,000	額を限度額とする ことができる。		
沿岸漁場整備国庫補助事業費	113,000			
漁港国庫補助事業費	40,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	1,000			
観光施設整備事業費	194,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう 国庫補助事業費	千円 4,344,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
道路維持 国庫補助事業費	1,658,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
河川 国庫補助事業費	785,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
砂防 国庫補助事業費	714,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
港湾建設 国庫補助事業費	96,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
土地区画整理 事業費	500,000	(その他) 工事その他の都	後において	は借換えをするこ とができる。
街路 国庫補助事業費	1,047,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
都市公園整備 事業費	120,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
公営住宅 建設事業費	262,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
鉄道施設 過年発生国庫 補助事業費	280,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
耕地災害 過年発生国庫 補助事業費	177,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
治山災害 現年発生国庫 補助事業費	2,000			
治山災害 過年発生国庫 補助事業費	50,000			
漁港災害 現年発生国庫 補助事業費	6,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木 現年発生国庫 補助事業費	千円 329,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
公共土木 過年発生国庫 補助事業費	2,200,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
教育施設 過年発生国庫 補助事業費	74,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
議会棟整備 費	365,000			
総合庁舎整備 費	142,000			
県庁舎整備 費	449,000			
県立劇場整備 費	32,000			
地域公共交通 確保維持改善 費	233,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
防災施設 整備事業費	755,000			
消防学校整備 費	80,000			
くまもと県民交流館 整備事業費	5,000			
総合相談所 整備費	178,000			
心身障害児福祉 施設整備事業費	158,000			
老人福祉施設整備 事業費	463,000			
清水が丘学園整備 事業費	195,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健環境科学研究所 整備事業費	千円 85,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
ゼロカーボン 推進事業費	3,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
動物愛護施設 整備事業費	1,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
保健所整備 事業費	11,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
技術短期大学 校整備事業費	253,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	
農業公園整備 事業費	401,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
農業大学校整備 事業費	51,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
農業試験研究機 関整備事業費	208,000	り入れることが できる。		
単県農業農村 整備事業費	63,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
単県農地防災 事業費	42,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
単県林道整備 事業費	3,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
単県治山事業 費	66,000	ことができる。		
森林公園整備 事業費	1,000			
水産施設整備 事業費	51,000			
単県漁港整備 事業費	37,000			
水産研究センター 整備事業費	60,000			
伝統工芸館整備 事業費	421,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業展示場整備費	千円 40,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
産業技術センター 整備事業費	70,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
県有施設保全改修 事業費	363,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単 県 道 路 整 備 費	1,657,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単 県 河 川 整 備 費	3,301,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
単 県 砂 防 整 備 費	1,229,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをするこ とができる。
単 県 河 川 海 岸 整 備 費	1,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
単 県 港 湾 整 備 費	334,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
単 県 土 地 区 画 整 理 費	1,178,000	きる。 発行価格が額面		
単 県 街 路 整 備 費	83,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
警 察 施 設 整 備 費	1,107,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
交 通 安 全 施 設 整 備 費	842,000	額を限度額とする ことができる。		
私 立 学 校 施 設 整 備 費	2,000			
県 立 高 等 学 校 整 備 費	4,187,000			
文 化 財 保 存 整 備 費	67,000			
社 会 教 育 施 設 整 備 費	64,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 県立美術館整備事業費 215,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内	
県営体育施設整備事業費 636,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等	
耕地 過年発生単県 災害復旧事業費 418,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直 しを行った	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。	
治山 現年発生単県 災害復旧事業費 23,000	(その他)	後において		
漁港 現年発生単県 災害復旧事業費 2,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	は、当該見 直し後の利 率)		
公共土木 現年発生単県 災害復旧事業費 281,000				
公共土木 過年発生単県 災害復旧事業費 164,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。			
教育施設 過年発生単県 災害復旧事業費 9,000				
臨時財政対策債 1,257,998				

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備費	千円 50,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	40,761,998			

第 21 号

令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和6年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ901,566千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 5
	1 一般会計繰入金	5
2 繰 越 金		2,590
	1 繰 越 金	2,590
3 諸 収 入		898,971
	1 貸付金元利収入	895,737
	2 雑 入	3,234
歳 入 合 計		901,566



歲 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 5,673
	1 中小企業振興資金	5,673
2 公 債 費		861,319
	1 公 債 費	861,319
3 諸 支 出 金		34,574
	1 繰 出 金	34,574
歲 出 合 計		901,566

第 22 号

令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,035千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 37,740
	1 繰 越 金	37,740
2 諸 収 入		77,295
	1 貸付金元利収入	77,295
歳 入 合 計		115,035

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 <b>91,768</b>
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	91,768
2 公 債 費		<b>14,367</b>
	1 公 債 費	14,367
3 諸 支 出 金		<b>8,900</b>
	1 繰 出 金	8,900
歳 出 合 計		<b>115,035</b>

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和7年度 ～令和12年度	千円 287,280
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	47,880 47,880 47,880 47,880 47,880 47,880

第 23 号

令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和6年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,600,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,400,000
	1 証 紙 収 入	2,400,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		2,600,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 2,600,000
	1 繰 出 金	2,600,000
歳 出 合 計		2,600,000



第 24 号

令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和6年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 349,114千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳入		
款	項	金額
1 財産収入		千円 167,109
	1 財産運用収入	237
	2 財産売却収入	166,872
2 繰入金		121,183
	1 一般会計繰入金	106,864
	2 基金繰入金	14,319
3 繰越金		60,822
	1 繰越金	60,822
歳入合計		349,114

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 349,114
	1 高 等 学 校 費	349,114
歳 出 合 計		349,114

第 25 号

令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,054,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 860,914
	1 使 用 料	860,914
2 財 産 収 入		80,000
	1 財 産 売 払 収 入	80,000
3 繰 入 金		972,440
	1 一 般 会 計 繰 入 金	972,440
4 繰 越 金		68,398
	1 繰 越 金	68,398
5 諸 収 入		15,385
	1 雑 入	15,385
6 県 債		2,057,800
	1 県 債	2,057,800
歳 入 合 計		4,054,937

歲 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,299,554
	1 港 灣 費	2,299,554
2 公 債 費		1,755,383
	1 公 債 費	1,755,383
歲 出 合 計		4,054,937

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 2,057,800	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

第 26 号

令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和6年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ759,954千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 40,443
	1 財 産 運 用 収 入	40,443
2 繰 越 金		619,511
	1 繰 越 金	619,511
3 県 債		100,000
	1 県 債	100,000
歳 入 合 計		759,954

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 759,954
	1 港 湾 費	759,954
歳 出 合 計		759,954

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
八代臨海工業用地造成事業費	千円  100,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

第 27 号

令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,101,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 101,000
	1 財 産 売 払 収 入	101,000
2 県 債		1,000,000
	1 県 債	1,000,000
歳 入 合 計		1,101,000

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,000,000
	1 道路橋りょう費	1,000,000
2 公 債 費		101,000
	1 公 債 費	101,000
歳 出 合 計		1,101,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>国直轄道路用地 先行取得事業費</p>	<p>千円  1,000,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

第 28 号

令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和6年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 826
	1 財 産 運 用 収 入	826
2 繰 越 金		27,874
	1 繰 越 金	27,874
3 諸 収 入		551,010
	1 貸付金元利収入	551,010
歳 入 合 計		579,710

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 579,710
	1 育 英 資 金	579,710
歳 出 合 計		579,710

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和7年度	千円 356

第 29 号

令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和6年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 881,979千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,809
	1 一般会計繰入金	1,809
2 繰 越 金		358,280
	1 繰 越 金	358,280
3 諸 収 入		521,890
	1 貸付金元利収入	355,640
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		881,979

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 858,972
	1 林 業 改 善 資 金	858,972
2 諸 支 出 金		23,007
	1 繰 出 金	23,007
歳 出 合 計		881,979

第 30 号

令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,822千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 771
	1 一般会計繰入金	771
2 繰 越 金		98,416
	1 繰 越 金	98,416
3 諸 収 入		56,635
	1 貸付金元利収入	56,635
歳 入 合 計		155,822



歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 155,822
	1 沿岸漁業改善資金	155,822
歳 出 合 計		155,822

第 31 号

令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和6年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,270,136千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 諸 収 入		千円 1,270,136
	1 貸付金元利収入	1,270,136
歳 入 合 計		1,270,136

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,200,136
	1 市町村振興資金	1,200,136
2 諸 支 出 金		70,000
	1 繰 出 金	70,000
歳 出 合 計		1,270,136

第 32 号

令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和6年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,623,471千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 26,722
	1 財 産 運 用 収 入	26,722
2 繰 入 金		533,493
	1 一 般 会 計 繰 入 金	533,493
3 繰 越 金		346,256
	1 繰 越 金	346,256
4 県 債		1,717,000
	1 県 債	1,717,000
歳 入 合 計		2,623,471

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 2,604,720
	1 工 鉦 業 費	2,604,720
2 諸 支 出 金		18,751
	1 繰 出 金	18,751
歳 出 合 計		2,623,471

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>千円 1,717,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>



第 33 号

令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,518,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に  
よる。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすこ  
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2  
表 地方債」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 107,319
	1 諸 収 入	107,319
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
3 支 援 措 置 費		1,378,816
	1 国 庫 支 出 金	429,275
	2 繰 入 金	843,541
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,518,866

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 <b>536,594</b>
	1 公 債 費	536,594
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		<b>276,267</b>
	1 公 債 費	276,267
3 支 援 措 置 費		<b>949,541</b>
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	843,541
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		<b>756,464</b>
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		<b>2,518,866</b>

第2表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

第 34 号

令和6年度熊本県公債管理特別会計予算

令和6年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,744,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳入		
款	項	金額
1 財産収入		千円 383,156
	1 財産運用収入	383,156
2 繰入金		59,287,281
	1 一般会計繰入金	39,880,781
	2 基金繰入金	19,406,500
3 県債		57,074,149
	1 県債	57,074,149
歳入合計		116,744,586

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 116,744,586
	1 公 債 費	116,744,586
歳 出 合 計		116,744,586

第2表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 57,074,149	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。



第 35 号

令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,763,565千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 <b>56,050,425</b>
	1 負 担 金	56,050,425
2 国庫支出金		<b>57,617,029</b>
	1 国庫負担金	38,038,619
	2 国庫補助金	19,578,410
3 財産収入		<b>35,261</b>
	1 財産運用収入	35,261
4 繰入金		<b>12,719,956</b>
	1 一般会計繰入金	11,969,956
	2 基金繰入金	750,000
5 繰越金		<b>2,184</b>
	1 繰越金	2,184
6 諸収入		<b>64,338,710</b>
	1 雑 入	64,338,710

款	項	金 額
歲 入 合 計		千円 190,763,565

歲 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 <b>190,586,926</b>
	1 社 会 福 祉 費	190,586,926
2 衛 生 費		<b>176,639</b>
	1 公 衆 衛 生 費	176,639
歲 出 合 計		<b>190,763,565</b>

第 36 号

令和6年度熊本県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	30,469,494 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	83,478 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	1,179,500千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	366,600千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	774,400千円
ニ 特定公共下水道建設事業	39,368千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 下水道事業収益		3,361,484千円
第1項 営業収益		1,963,148千円
第2項 営業外収益		1,398,336千円
	支 出	
第1款 下水道事業費用		3,312,195千円
第1項 営業費用		3,230,954千円
第2項 営業外費用		81,241千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,722千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,392千円及び過年度分損益勘定留保資金467,330千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的収入		2,550,688千円
第1項 企業債		707,102千円
第2項 補助金		1,335,750千円
第3項 負担金		498,975千円
第4項 長期貸付金償還金		8,861千円
	支 出	
第1款 資本的支出		3,064,410千円
第1項 建設改良費		2,378,857千円
第2項 企業債償還金		676,692千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (管廊耐震等) 熊 本 市	令和7年度 ～令和8年度	千円 1,080,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	850,000 230,000

球磨川上流流域下水道建設事業 (管理棟耐水化等) 錦 町	令和7年度 ～令和8年度	882,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	573,000 309,000
八代北部流域下水道建設事業 (ポンプ棟耐水化等) 八 代 市	令和7年度	247,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	254,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
球磨川上流流域 下水道事業費	74,000	(その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。		
八代北部流域 下水道事業費	169,000	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
特定公共下水道 事業費	27,000			
借換債	183,102			
計	707,102			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 73,483千円

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 37 号

令和6年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 151,201,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		3,879,085千円
第1項 営業収益		3,858,230千円
第2項 営業外収益		20,855千円
	支	出
第1款 事業費		3,118,727千円
第1項 営業費用		2,791,334千円
第2項 営業外費用		287,393千円
第3項 予備費		40,000千円
	(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,581,188千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,239千円及び過年度分損益勘定留保資金1,551,949千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		265,554千円
第1項 他会計からの返還金		265,554千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,846,742千円
第1項 建設改良費		271,638千円
第2項 企業債償還金		759,550千円
第3項 他会計への繰出金		765,554千円
第4項 予備費		50,000千円
	(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和7年度	200,000 <small>千円</small>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は100,000千円と定める。



(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 483,712千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 38 号

令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	38箇所
(2) 年間総給水量	9,109,378㎡
(3) 一日平均給水量	24,957㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	1,194,274千円
第1項 営業収益	786,503千円
第2項 営業外収益	407,771千円
支 出	
第1款 事業費	1,231,784千円
第1項 営業費用	1,194,076千円
第2項 営業外費用	27,708千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,550千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,586千円及び過年度分損益勘定留保資金19,964千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	903,453千円
第1項 企業債	263,000千円
第2項 長期借入金	158,780千円
第3項 短期借入金	265,554千円
第4項 工事受託金	54,807千円
第5項 補助金	153,563千円
第6項 会計内返還金	7,749千円
支 出	
第1款 資本的支出	957,003千円
第1項 建設改良費	409,252千円
第2項 企業債償還金	232,010千円
第3項 長期借入金償還金	35,187千円
第4項 短期借入金償還金	265,554千円
第5項 予備費	15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	263,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

65,691千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、102,068千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 39 号

令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 225,432台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			114,176千円
第1項	営業収益			111,048千円
第2項	営業外収益			3,128千円
		支	出	
第1款	事業費			47,347千円
第1項	営業費用			39,243千円
第2項	営業外費用			7,104千円
第3項	予備費			1,000千円
				(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90千円及び地域振興積立金49,910千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			0千円
		支	出	
第1款	資本的支出			50,000千円
第1項	他会計への繰出金 (一時借入金)			50,000千円

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,981千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 40 号

令和6年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入        院	31,755人
外        来	21,870人
(3) 一日平均患者数	
入        院	87人
外        来	90人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		1,642,754千円
第1項 医業収益		661,834千円
第2項 医業外収益		980,920千円
	支	出
第1款 病院事業費用		1,657,318千円
第1項 医業費用		1,634,443千円
第2項 医業外費用		22,375千円
第3項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額373,099千円は、過年度分損益勘定留保資金39,745千円、当年度分損益勘定留保資金110,955千円及び減債積立金222,399千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		13,000千円
第1項 企業債		13,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		386,099千円
第1項 建設改良費		24,993千円
第2項 企業債償還金		356,106千円
第3項 予備費		5,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち222,399千円を減債積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設 補修工事	13,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,012,514千円

(2) 交際費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

発行者：熊本県  
所属：財政課  
発行年度：令和5年度